

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を A 市役所で納付したはずである。当時は、1 年分程度を一括して納付していた。申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年 1 月から 60 歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、納付時期が確認できる昭和 58 年 8 月以降は、申立人の主張どおり、5 か月分から 12 か月分の国民年金保険料をまとめて納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は 5 か月と短期間で、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られない。

加えて、申立人の妻も、夫婦共に国民年金に加入している昭和 46 年 11 月から 63 年 9 月までは、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで  
② 昭和 56 年 2 月から 62 年 12 月まで

昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間は、国民年金保険料を納付したにも関わらず、平成 15 年 4 月に還付されて、未納となったことに納得できない。

また、昭和 56 年 2 月から 62 年 12 月までの期間は、国民年金保険料を金融機関で 3 か月ごとに納付していたので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者となっていないが、当該期間は強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことにより、誤還付により還付されていたものと考えられる。

一方、申立期間②については、現年度納付していたと主張しているが、当時の記憶が定かでなく、申立内容は明確でない。

また、申立人の国民年金保険料収納記録には未納期間が散見される上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年2月まで

私は、20歳になって間もない昭和45年1月ごろ、A市で国民年金加入手続を行い、44年12月から45年2月までの保険料を納付したのに、この期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和45年4月15日にA市で払い出され、同年3月26日までに厚生年金保険の資格を取得していることから、同年3月以前に国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料納付の意志があったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金加入申込書及び保険料をA市の寄宿先で集金員に渡したと主張しており、これに関連してA市では、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和45年4月15日にずれこんだのは、国民年金加入申込書を預かったまま手続が遅れる等、当時の集金員の対応に問題があった可能性も考えられると述べていることから、申立人の主張の確かさを推認することができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの期間及び平成11年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年9月まで  
② 平成元年11月  
③ 平成4年2月及び同年3月  
④ 平成11年12月

申立期間の国民年金保険料については、その都度納付していた。申立期間以外はすべて納付しており、国民年金制度について十分に認識しているため、申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、付加保険料も納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①について、申立人は、昭和57年4月に国民年金被保険者資格を喪失し、同年10月に再度資格取得しているが、当該期間は強制被保険者となる期間であり、資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、行政側の記録管理に不自然な点が見られる。

さらに、申立人は、厚生年金保険加入期間の間の1か月の国民年金加入期間（平成8年11月及び13年3月）について、切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付していることから、申立期間④についても同様に納付していたものと推認できる。

しかしながら、申立期間②及び③については、当該期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録は、平成7年9月に追加されており、この時点では、申立期間②及び③の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手

帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの期間及び平成11年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

申立期間については、昭和50年12月に父親から国民年金に加入するよういわれ、父親が用意してくれた10万円で特例納付制度を利用して過去の全部の未納分を、3枚の納付書で銀行にて一括納付したのに未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除期間についてはすべて追納しており、特例納付制度も利用しているなど、満額での老齢基礎年金を受給しようとする意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和50年12月に特例納付制度を利用し74か月分の国民年金保険料をまとめて納付しており、当該保険料額と申立期間を特例納付した場合の保険料額の合計額は、申立人が主張している納付金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付状況を具体的に述べており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間のころは、A 区で集金人に月額 100 円ぐらいを納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は A 区で集金人に納付したと主張しており、申立期間当時、同区では、職員が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人が主張している納付金額は、当時の保険料額と一致している。

加えて、申立期間直後の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までは、平成 11 年 7 月に未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）本社における資格取得日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から33年9月1日まで  
昭和32年8月1日から33年8月31日までの期間については、A社に勤務し、継続して厚生年金保険に加入していたので、記録の訂正についてのあつせんを求める。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の在籍証明書及び厚生年金保険の届出に係る調査回答書により、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年9月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 10 日まで  
② 昭和 44 年 7 月 10 日から 46 年 3 月 16 日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間である昭和 42 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 16 日までの 41 か月について脱退手当金を支給されたことになっている。私は、請求したことも無いし、受給した記憶は全く無い。再調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の生年月日は、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金記号番号払出簿のいずれにおいても誤っている上、当該名簿及び払出簿において氏名の変更処理がなされておらず旧姓のままであるため、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 46 年 3 月 10 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 46 年の前後 2 年以内に資格喪失し、その資格喪失日において、脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人以外に 34 名いるが、そのうち脱退手当金を受給している者は 4 名と少ないことから、事業主による代理請求が行われていたことは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

私は、平成 17 年 6 月に、A 市 B 会館で年金相談に行った時に厚生年金保険と私立学校教職員共済組合の年金が別であることを知り、共済組合の退職一時金に厚生年金保険の脱退手当が含まれていないことが分かった。退職時には、私は教育機関に勤務することが決まっていたので、脱退手当金は受け取っていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 40 年 7 月 12 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人について代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされるころも継続して働く意思を有しており、脱退手当金を受給するはずがないと申し立てており、申立人の私立学校教職員共済組合の記録からも、脱退手当金が支給決定されている昭和 40 年 7 月 12 日を含む申立期間後の 39 年 4 月から 45 年 3 月まで教育機関に勤務し、当該共済組合に加入していることが確認でき、申立てどおり引き続き勤務する意思を有していたものと認められることから、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月31日から同年11月21日まで  
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和56年10月31日となっているが、同年11月20日まで勤務していたので、申立期間について、継続して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和56年11月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年9月の社会保険事務所の記録及び給与支払明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から16年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から16年5月まで

私は、申立期間の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった。平成8年8月か9月ころに私はA市役所に自分と妻の二人分の厚生年金保険から国民年金への切替手続きに行った。自分の経営する会社が倒産したので、今後の国民年金保険料の納付について相談したところ、保険料の免除申請の手続きを勧められ、自分と妻の免除申請を毎年一緒に行っていたのに、免除されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で申立期間の保険料の免除申請を毎年行い、免除申請に対する決定通知をもらっていないなどと主張しているが、国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その都度、その承認又は却下について申立人に通知する取扱いとなっていることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人の妻も、免除申請に係る決定通知をもらっていないと述べている上、申立人と同様に保険料を免除されていない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から16年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年8月から16年5月まで

夫は、申立期間の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった。平成8年8月か9月ころに夫はA市役所に自分と私の二人分の厚生年金保険から国民年金への切替手続きに行った。夫の経営する会社が倒産したので、今後の国民年金保険料の納付について相談したところ、保険料の免除申請の手続きを勧められ、自分と私の免除申請を毎年一緒に行っていたのに、免除されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫がA市役所で申立期間の保険料の免除申請を毎年行い、免除申請に対する決定通知をもらっていないと主張しているが、国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その都度、その承認又は却下について申立人に通知する取扱いとなっていることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人の夫も、免除申請に係る決定通知をもらっていないなどと述べている上、申立人と同様に保険料を免除されていない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、22 歳か 23 歳ころ、20 歳からの国民年金未納保険料を、一括で A 出張所職員に納付した記憶があるのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の記録により、昭和 61 年 4 月以降であることから、少なくとも 58 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の初回の納付時に、A 出張所職員に 20 歳からの未納保険料を一括して納付したと述べているが、社会保険庁の記録から、昭和 62 年 1 月 24 日に昭和 61 年度の保険料を一括納付していることが確認できるものの、60 年度以前の過年度保険料は、市町村職員に納付することはできない取扱いとなっている。

さらに、A 出張所に金融機関が設置されたことは無い上、申立人が過年度保険料の納付窓口である金融機関窓口及び社会保険事務所に納付した記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年3月まで  
私が会社を退職した後、母がA町役場B出張所で、私の国民年金の加入手続と平成元年10月からの国民年金保険料を納付してくれたと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上に、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は平成6年3月に他界しており、申述を得ることができない上、申立人の姉との電話聴取からも申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで  
② 昭和54年4月から56年3月まで

申立期間①については、妻が、私の国民年金保険料と一緒に一括納付しており、また、申立期間②についても保険料を納付したのに、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、妻が夫婦二人分の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付状況を具体的に記憶していないため、保険料の納付時期及び納付金額が不明である。

また、申立人は、申立期間②について、口座振替により保険料を納付したと述べているが、申立期間前後の保険料が過年度納付である上、市町村の被保険者名簿での記録によると、口座振替の開始時期が昭和61年6月からとなっている。

さらに、申立人は、申立期間①について、夫婦一緒に保険料を一括で納付したとしているが、申立人の妻も未納となっている上、申立期間②についても、夫婦共に未納となっている。

加えて、申立期間①及び②の保険料の納付を示す関連資料（確定申告書の写し、源泉徴収票等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで  
② 昭和54年4月から56年3月まで

私は、申立期間①について、夫の国民年金保険料と一緒に一括納付しており、また、申立期間②についても保険料を納付したのに、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人が夫婦二人分の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付状況を具体的に記憶していないため、保険料の納付時期及び納付金額が不明である。

また、申立人は、申立期間②について、口座振替により保険料を納付したと述べているが、申立期間前後の保険料が過年度納付である上、市町村の被保険者名簿での記録によると、口座振替の開始時期が昭和61年6月からとなっている。

さらに、申立人は、申立期間①について、夫婦一緒に保険料を一括で納付したとしているが、申立人の夫も未納となっている上、申立期間②についても、夫婦共に未納となっている。

加えて、申立期間①及び②の保険料の納付を示す関連資料（確定申告書の写し、源泉徴収票等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

A区に居住していたころ、私は仕事が忙しかったため妻が区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料も妻が集金人に納付していた。B市に転居してからも、妻が集金人に納付しており、納付した事実が記録されていないとの回答には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付は申立人の妻が行っていたと主張しているが、妻の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月に払い出されており、申立期間当時、妻は国民年金に加入しておらず、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人の妻は、申立期間について、厚生年金保険加入期間を除き未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月、39 年 1 月及び 40 年 5 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月  
② 昭和 39 年 1 月  
③ 昭和 40 年 5 月から 44 年 3 月まで

昭和 38 年ごろに A 区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は集金人に納付していた。B 市に転居してからも集金人に納付しており、納付した事実が記録されていないとの回答には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 10 月に払い出されており、この時点では、申立期間のうち 42 年 6 月以前については時効により国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間③の一部については過年度保険料を納付することとなるが、申立人は集金人に現年度保険料を納付したと述べており、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

昭和43年に国民年金の任意加入手続をA市役所で行った際に、過去2年間の未納期間の保険料を納付すれば良いと言われ、申立期間の保険料を同市役所の窓口で納付したのに、納付した事実が記録されていないとの回答には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和41年4月に国民年金被保険者資格を喪失し、43年4月に任意加入した旨が記載されており、申立期間は未加入期間で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和43年4月ごろ、任意加入手続を行った際に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間は任意加入被保険者となる期間であるため、43年4月に任意加入した際にさかのぼって資格取得し保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案999

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年12月まで

国民年金への加入は、20歳になったら強制義務だと思っていたし、母からも年を取ったときに助けになると言われ、20歳の時に加入した。昭和51年10月に結婚し、A市に転居するまではB県C市に住んでおり、国民年金保険料は納付書で納付していた。生活が苦しい中、保険料を納付していたのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳では、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、昭和54年8月23日となっており、申立期間は未加入期間で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、1か月6,000円程度を納付していたと主張しているが、当時の国民年金保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の母親も、昭和47年9月から50年11月まで、国民年金に未加入となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から51年10月までの期間及び62年8月から平成6年2月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、昭和61年10月から62年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から51年10月まで  
② 昭和61年10月から平成6年2月まで

私は、国民年金の定額保険料と付加保険料を昭和37年4月から51年10月まで納付しましたが、いずれも未納となっています。また、昭和61年10月から平成6年2月までも定額保険料と付加保険料を納付しましたが、昭和61年10月から62年7月までは付加保険料が未納で、62年8月から平成6年2月までは第3号被保険者となっています。これらの保険料が未納とされていることには納得がいきません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳及びA市の国民年金被保険者台帳には、申立人が昭和39年1月に国民年金被保険者資格を喪失し、51年11月に再取得（任意加入）したことが記載されており、申立期間①の大半は未加入期間で保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和30年代は、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、母親は既に亡くなっており、証言を得ることができず、当該期間の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立期間②のうち、昭和61年10月から62年7月までについては、A市の国民年金被保険者台帳では、定額保険料は納付済みとなっているが、付加保険料の納付記録は無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間②のうち、昭和 62 年 8 月から平成元年 11 月までの期間及び 2 年 1 月から 6 年 2 月までの期間の国民年金第 3 号被保険者となっている記録並びに元年 12 月の厚生年金保険に加入していた記録に不備は見当たらず、これらの期間については、定額保険料も付加保険料も納付することはできない上、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 37 年 4 月から 51 年 10 月までの期間及び 62 年 8 月から平成 6 年 2 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、昭和 61 年 10 月から 62 年 7 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

申立期間における私の国民年金保険料は申請免除とされているが、自分はそのような手続を行った記憶が無い。この期間の保険料は、毎月、夫が銀行で家のローンと共に納付しており、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間の保険料を毎月納付していたと主張しているが、その夫には当時の具体的な記憶が無い上に、夫も申立人と同様に、申立期間が申請免除期間となっている。

また、申立人が国民年金加入手続を行った時期は、申立期間の前の時期になる昭和55年2月と推認できるが、この申立期間の前の期間にあたる昭和54年度及び55年度において国民年金保険料が全く納付されていないなど、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立人は、国民年金加入時に一度だけ自分がまとめて納付して、それ以降の期間は申立人の夫が納付したと述べているが、国民年金保険料をまとめて納付した記録は、申立期間の後の時期になる昭和62年3月に、昭和60年度分及び61年度分の保険料を納付した1回だけである。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月まで  
私は、昭和 38 年 9 月から 39 年 3 月まで、A 区の B 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

C 社の在籍等証明書により、申立人が C 社（B 事業所）に勤務していたことは認められるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、C 社は厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する申立期間当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い。

さらに、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から21年10月まで  
昭和18年4月から21年10月までの期間については、私はA事業所B出張所に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、記録訂正についてあつせんを求める。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所九十年史の昭和18年入社名簿により、申立人がA事業所に勤務していたことは認められるが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できず、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無い。

また、当時のC社は、昭和17年の労働者年金法施行時から指定共済組合（財団法人D共済組合）となっており、同組合が廃止された23年8月時点で、同年8月以降継続して在籍する者のみ、17年6月にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となり、それ以外の者は厚生年金保険の適用除外となっていた。

さらに、財団法人D共済組合では、年金支給要件の加入期間が20年に満たない者には、退職時に脱退一時金を支給する規則があり、例外なく実施していると回答している。

加えて、同期入社と同僚は、昭和19年10月1日から56年10月1日まで当該事業所で厚生年金保険に加入しているが、23年8月以降も引き続き勤務し、年金支給要件も満たしていることから、申立人とは条件が異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 11 日から 55 年 5 月まで  
厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、A社を昭和 50 年 6 月 11 日に資格喪失しておりました。私の記憶では 55 年 5 月ごろまでは給料から保険料を天引きされていたのではないかと思います。年金のことはよく分からなかったので、国民年金と厚生年金保険を重複して納めていたような記憶がありますので、調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事の内容や雇用実態について具体的に述べていることから、申立期間についてA社に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和 49 年 6 月 10 日に資格取得し、50 年 6 月 11 日に資格喪失したことが記録されている上、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の資格喪失直後から国民年金に加入し、国民年金保険料の納付済期間となっている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 55 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、登記簿謄本では平成 8 年 6 月 1 日に解散しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から21年6月まで

昭和7年で18歳になっており、同年4月からA社に就職していたはずである。少なくとも17年6月に厚生年金保険制度が始まった時には、同社に就職していたはずで、17年6月から21年6月までの間、厚生年金保険の加入期間が抜けているのは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B地方公共団体C局が保管している陸軍戦時名簿の写しによると、申立人は、申立期間のうち、昭和17年11月1日から21年6月6日までの期間において陸軍に所属し、給与等が支払われていたことが確認できる上、平成14年4月22日に一時恩給が支払われている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和21年7月1日と記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 34 年 9 月まで  
社会保険庁の記録では、A社の資格取得年月日が昭和 34 年 10 月 28 日となっているが、実際には、31 年 4 月に入社しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無いことに加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、A社における申立人の資格取得日は昭和 34 年 10 月 28 日と記載されている。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 11 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚二人については、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載が無く、申立期間を含め当該事業所では厚生年金保険の被保険者となっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 12 月 21 日から 24 年 1 月 31 日まで  
私は、厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、A 県 B 郡 C が本社である D 社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

D 社の採用辞令及び退職辞令から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 19 年 9 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿に申立人及びその同僚の氏名の記載が無い上、当該同僚からの供述も得られない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 30 年 5 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 53 年に A 社会保険事務所に相談のため訪問したところ、35 年 10 月 1 日から 40 年 10 月 1 日の厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給済みと言われた。年金は老後のため大切なものと考えているので脱退手当金を受け取るはずがない。今般第三者委員会ができたので、B 社会保険事務所から再度申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページのうち、脱退手当金が支給されていたことを意味する「脱」の表示のある者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、当該 5 名全員について資格喪失日の約 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 41 年 3 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月20日から24年5月10日まで  
② 昭和27年2月5日から32年11月5日まで

私は、A社会保険事務所で厚生年金保険加入期間について照会をしたところ、申立期間について脱退手当金支給済みの回答を受けた。脱退手当金という言葉も知らず、脱退手当金の手続及び受け取った記憶も無いので、申立期間について記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の被保険者名簿に記載されている女性について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め10名に脱退手当金の支給記録があり、うち9名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和33年2月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年4月1日まで  
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで  
③ 平成6年7月31日から8年8月1日まで

私は、高校を卒業した後の平成3年4月から、看護学校に通いながら、親戚にあたるA事業所に勤務していた。また、6年7月から8年8月までB事業所にいた。勤務期間中は厚生年金保険に加入していたはずであり、国民年金の被保険者であるとする社会保険事務所の回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立期間①及び②については、A事業所の「厚生年金の届出等に係る問い合わせ」の回答書から、「申立人は平成3年4月1日から5年3月31日は準看護学校生として、午前中は医療機関の手伝い、午後は学生として通学する短時間就労者であったため、社会保険には加入させておらず、5年4月1日から、準看護師としてフルタイム労働となった時から社会保険に加入するようになった。また、退職日については平成6年3月30日、本人希望退職、翌31日を資格喪失日とする社会保険事務所の記録に誤りは無い。」と供述しており、社会保険庁の記録も事業主の供述を裏付けるものとなっている。

また、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、平成5年4月1日資格取得、6年3月30日離職となっていることから、厚生年金保険の加入記録と整合性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間③に係るB事業所については、社会保険事務所の記録から私立学校共済組合の適用となっており、当委員会では審議の対象外である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 58 年 4 月から 61 年 2 月までの約 3 年間、A 社に在籍し、職場である B（地名）にあった C 店で働き給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に在籍し、職場である B（地名）にあった C 店で働いていたと主張しているが、雇用保険の加入記録によれば、昭和 58 年 7 月 1 日から 61 年 2 月 28 日まで D 社に勤務していたことは認めることはできるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 62 年 4 月 1 日であることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

さらに、申立人と同じ職場に勤務していた同僚の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 62 年 4 月 1 日となっている上、A 社及び当該事業所の事業主から申立人の申立期間における在籍等についての有力な供述は得られなかったことに加えて、社会保険庁のオンライン記録上の被保険者名簿をみると申立人の記録は無く、申立期間をはさむ昭和 57 年 1 月から 61 年 7 月の間の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで、A 社において勤務し、その間、厚生年金保険の保険料を控除されていたはずであるが、未加入になっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社での業務内容及び社長等の名前を具体的に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年 2 月 3 日である上、事業主は、申立人が主張するような厚生年金保険の資格取得の届出及び厚生年金保険料の控除は行わなかったと供述していることに加えて、申立人は、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について具体的に記憶しておらず、当該保険料が控除されたことを示す給与明細書等の関連資料が無い。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格取得している元同社々員は、昭和 62 年ころから同社に勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのに合わせて厚生年金保険の資格を取得したと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 19 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 28 日から 37 年 12 月 1 日の間、A社に転勤等も無く継続して勤務しており、途中が抜けることは無く、必ず厚生年金保険も継続しているはずである。昭和 36 年 6 月 19 日から 37 年 4 月 1 日までが途切れているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚及び上司の供述から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできるものの、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険については、昭和 35 年 3 月 28 日資格取得、36 年 6 月 19 日資格喪失、37 年 4 月 2 日資格再取得と記載されるとともに、同時に払い出された厚生年金保険記号番号については、37 年 11 月 29 日付けで 35 年 3 月 28 日に払い出された厚生年金保険記号番号に統一されており、社会保険事務所の事務処理上の不自然さはいかたがえない。

さらに、申立てに係る事実を確認できる同僚等の供述も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年3月1日まで  
私は、昭和26年10月から37年10月1日までA社(旧B社)に勤務しており、同社は昭和27年10月1日に厚生年金保険に加入したはずなのに、27年10月1日から28年3月1日までが厚生年金保険未加入期間となっているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった経緯等を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認することはできるものの、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

また、当時の上司は、申立人が昭和27年10月1日以降に厚生年金保険に加入したと述べている上、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が所有する当該事業所の被保険者名簿によると、昭和27年10月1日から28年2月28日までの間に申立人の名前は無く、整理記号の欠番が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 368

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで  
私は、申立期間中、A事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月1日から同年12月31日まで、A事業所に勤務していたことは認められるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、49年2月6日であることから、申立期間において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、当該事業所が申立人の申立期間における厚生年金保険への加入手続及び保険料控除を否定している上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿にも、氏名が無く、欠番も認められない。

さらに、申立人には、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等が無く、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 21 日から 49 年 4 月 20 日まで  
私は、申立期間中、A事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の名前が、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿で確認できることから、申立人がA事業所に勤務していたことは推認することができるものの、当該名簿に申立人の氏名は無く、欠番も認められない上、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和58年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、事業主の所在も不明なこと、及び申立人の同僚の所在も不明なことから供述も得られず、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録も、厚生年金保険の記録と一致しており、申立期間において被保険者となっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 28 日から 38 年 12 月 1 日まで  
A社と社名変更後のB社に、昭和 34 年 4 月から 38 年 11 月 30 日まで勤務したのに、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 36 年 6 月 28 日と記載されており、B社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、63 人が昭和 36 年 9 月 1 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にB社で資格を取得しているが、申立人と同様に 36 年 9 月 1 日以前にA社で資格を喪失した者の中には、B社で資格を取得した者は見当たらない。

さらに、当該事業所は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 8 月 24 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得たが、雇用保険の加入記録が有り、厚生年金保険にも加入していたと思うので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主の妻（当該事業所の監査役）も、「社員には各自で国民年金や国民健康保険に加入してもらうようにしていた」と供述しており、事業主及びその妻は、申立期間について国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月から37年3月まで

私は昭和36年1月から37年3月まで、A事業所でB部長の秘書として勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、当該期間が未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の上司の氏名や業務内容等を具体的に述べていることから、申立人がA事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所は、昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、当該事業所では、保存期間が経過しているため当時の関係書類は無いと回答しており、厚生年金保険料の控除の状況等を確認できる関連資料や供述を得ることができない上、同僚等からの供述も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。